

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類48件のうち、1種類9件を採択した。

〔法律案の審査〕

本年の国家公務員の給与改定は、8月12日に改善率0.76%の人事院勧告がなされ、9月25日、勧告どおり平成10年4月1日に遡って実施することが閣議決定された。10月2日、一般職の職員等の給与改定をするための法律案とともに、**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

裁判官及び検察官の給与は、高等裁判所長官以上の裁判官及び検事長以上の検察官については、特別職の職員の給与に準じて定められており、その増額もおおむねこれに準じ、それ以外の裁判官及び検察官については、おおむねその額において対応する一般職の職員の給与の増額に準じて、それぞれ改定するものとされている。

本委員会においては、裁判官及び検察官の給与の一般の政府職員に対する優位性、裁判官及び検察官の諸手当の在り方、初任給調整手当の据置き理由、裁判官一人当たりの手持ち事件数の改善状況等について質疑が行われた。これに対して、法務省及び最高裁判所からは、給与水準の決定に当たっては、職責の重要性などに加えて勤務の特殊性が考慮され、一般の政府職員と比べて20%くらいの優位性を保っていること、一般の政府職員に支給される諸手当のうち、裁判官及び検察官に支給されない超過勤務手当等については、高く定められた給与の中でカバーされていること、初任給調整手当は、判事補の初任給と新たに弁護士となる者の収入との格差を埋めることによって優秀な任官者の確保を図ることを目的として支給されているが、ここ数年における判事補任官者は100名前後となっており、任官者確保に与える効果は機能していると考えられるため、支給額を据え置いていること、裁判官一人当たりの手持ち事件数は、東京地裁民事部を例とすると、民事事件の急増に伴い280件まで増加したことがあったが、平成5年から平成10年までに84人の増員を図った結果、本年3月において240件まで減少し、本年4月の増員措置で更に改善しているであろうこと等の答弁がなされた。

〔国政調査等〕

9月10日、法務行政の諸施策について中村法務大臣から説明を聴取した。

9月22日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、政府及び最高裁判所に対して、司法制度改革、少年法改正、出入国管理行政、オウム真理教の最近の動向、裁判記録の保存、犯罪被害者の救済、民法改正、司法通訳、防衛庁における背任容疑事件等の捜査等について質疑を行った。

9月29日、交通事犯者及び女子少年の矯正施設の実情調査のため、市原刑務所及び愛光

女子学園の視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月20日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月10日（木）（第2回）

- 法務行政の諸施策に関する件について中村法務大臣から説明を聴いた。

○平成10年9月22日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 司法制度改革に関する件、少年法改正に関する件、出入国管理行政に関する件、人権擁護行政に関する件、オウム真理教の最近の動向に関する件、裁判記録の保存に関する件、犯罪被害者の救済に関する件、民法改正に関する件、司法通訳に関する件、防衛庁における背任容疑事件等の捜査に関する件等について中村法務大臣、政府委員、最高裁判所、警察庁及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日（木）（第4回）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
以上両案について中村法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第8号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

（閣法第9号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
反対会派 なし
欠席会派 無

○平成10年10月16日（金）（第5回）

- 請願第256号外8件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第78号外38件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 2 判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 3 以上の改定は、平成10年4月1日にさかのぼって行う。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額を改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 2 検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれ増額する。
- 3 以上の改定は、平成10年4月1日にさかのぼって行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
8	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10.10.2	10.10.5 (予備)	10.10.8 可決	10.10.9 可決	10.10.5	10.10.6 可決	10.10.7 可決
9	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	10.2	10.5 (予備)	10.8 可決	10.9 可決	10.5	10.6 可決	10.7 可決